

特定事業所加算の趣旨

★ 特定事業所加算とは

この加算は、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応や、専門性の高い人材の確保、医療・介護連携への積極的な取組等を総合的に実施することにより、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上に資することを目的とした加算。

★ 特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)の対象となる事業所

- ・公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること
- ・常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に処理できる体制が整備されている、いわばモデル的な支援事業所であること
- ・同一法人に留まらず、他の事業所の職員も参画した事例検討会等の取組を、自ら率先して実施していかなければならない。
- ・事例検討会等の内容や実施時期等については、次年度が始まるまでに次年度の計画を定めなければならない。

★ 特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ) + (Ⅳ)

- ・上記に加え、日頃から医療機関等との連携に関する取り組みを、より積極的に行う事業所であること。
- ・(Ⅰ)～(Ⅲ)の上乗せ加算であるため、いずれかを算定していない月は(Ⅳ)は算定できない。
※退院・退所加算の算定実績に係る要件については、退院・退所加算の算定回数ではなく、病院等との連携回数が、特定事業所加算(Ⅳ)を算定する年度の、前々年度の3月から前年度の2月までの間において35回以上の場合に要件を満たす。
- ※ターミナルケアマネジメント加算の算定実績に係る要件については、特定事業所加算(Ⅳ)を算定する年度の、前々年度の3月から前年度の2月までの間において、算定回数が5回以上の場合に要件を満たす。

| | | |
|------------|-----|-------|
| 特定事業所加算(Ⅰ) | ・・・ | 500単位 |
| 特定事業所加算(Ⅱ) | ・・・ | 400単位 |
| 特定事業所加算(Ⅲ) | ・・・ | 300単位 |
| 特定事業所加算(Ⅳ) | ・・・ | 125単位 |

※1月に一度、利用者ごとに所定単位数を加算。

(Ⅳ)は(Ⅰ)～(Ⅲ)の上乗せ加算。

(Ⅳ)の単独の算定は不可。

特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅳ)の基準

| | ※○のついている項目のすべてに該当していること。 | 特定事業所加算 (Ⅰ) | 特定事業所加算 (Ⅱ) | 特定事業所加算 (Ⅲ) | 特定事業所加算 (Ⅳ) |
|----|--|----------------|----------------|----------------|---|
| 1 | 常勤かつ専従の主任介護支援専門員2名を配置している。 | ○ | | | 特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)の いずれかを算定していること ※平成31年度より算定可能 |
| 2 | 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置している。 | | ○ | | |
| 3 | 常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置している。 | ○ | ○ | | |
| 4 | 常勤かつ専従の介護支援専門員を2名以上配置している。 | | | ○ | |
| 5 | 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催している。 | ○ | ○ | ○ | |
| 6 | 24時間常時連絡できる体制を整備し、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。 | ○ | ○ | ○ | |
| 7 | 利用者の総数のうち、要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が40%以上である。 | ○ | | | |
| 8 | 介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施している。 | ○ | ○ | ○ | |
| 9 | 地域包括支援センターからの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備している。 | ○ | ○ | ○ | |
| 10 | 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加している。 | ○ | ○ | ○ | |
| 11 | 運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていない。 | ○ | ○ | ○ | |
| 12 | 介護支援専門員1人当たり(常勤換算方法による)の担当利用者数が40名未満である。 | ○ | ○ | ○ | |
| 13 | 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保している。 | ○ | ○ | ○ | |
| 14 | 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している。 | ○ | ○ | ○ | |
| 15 | 前々年度の3月から前年度の2月までに、退院・退所加算の算定に係る病院又は診療所等との連携回数合計が年間35回以上である。 | | | | ○ |
| 16 | 前々年度の3月から前年度の2月までに、ターミナルケアマネジメント加算を年間5回以上算定している。 | | | | ○ |

特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅳ)の添付資料

| | | 添付資料 |
|----|---|--|
| 1 | 常勤かつ専従の主任介護支援専門員2名を配置している。 | 主任介護支援専門員研修修了証明書 |
| 2 | 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置している。 | 主任介護支援専門員研修修了証明書 |
| 3 | 常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置している。 | 介護支援専門員証・勤務形態一覧表 |
| 4 | 常勤かつ専従の介護支援専門員を2名以上配置している。 | 介護支援専門員証・勤務形態一覧表 |
| 5 | 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催している。 | 1年間の週単位の予定表(議題入り)や会議録等、開催頻度や開催内容が確認できる書類 |
| 6 | 24時間常時連絡できる体制を整備し、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。 | 24時間連絡体制を明示した重要事項説明書 ※具体的な連絡方法等が記載されていること |
| 7 | 利用者の総数のうち、要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が40%以上である。 | 利用者要介護度一覧表(任意様式) |
| 8 | 介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施している。 | 研修の実施計画及び実施状況が分かる書類 |
| 9 | 地域包括支援センターからの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備している。 | 地域包括支援センターからの依頼文 又は 困難事例であることが分かるアセスメント資料及びケアプラン |
| 10 | 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加している。 | 研修会受講修了証書等の写し |
| 11 | 運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていない。 | 特定事業所集中減算算定表(直近に作成したもの) |
| 12 | 介護支援専門員1人当たり(常勤換算方法による)の担当利用者数が40名未満である。 | 国保連合会に提出した介護給付費請求書(直近3ヶ月分) |
| 13 | 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保している。 | 実習受け入れに関して提示できる書面 |
| 14 | 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している。 | 協力事業所の名称が明記されている研修次第や研修資料等 |
| 15 | 前々年度の3月から前年度の2月までに、退院・退所加算の算定に係る病院又は診療所等との連携回数の合計が年間35回以上である。 | 連携回数を取りまとめた資料で、連携先・被保険者氏名・提供日時が確認できるもの(任意書式) |
| 16 | 前々年度の3月から前年度の2月までに、ターミナルケアマネジメント加算を年間5回以上算定している。 | 国保連合会に提出した介護給付費請求書(回数分)等、加算を算定した記録 |